

特定非営利活動法人
水・環境ネット東北

定 款

1999年10月1日 制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 水・環境ネット東北という。

(目的)

第2条 この法人は、水や環境に関わる幅広い市民（「産・官・学・野」）の交流を通して、水や環境の保全と創造を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的とする。

第2章 活動の種類と事業

(活動の種類)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下、「法」という）別表の定めにより、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 一 環境の保全を図る活動
- 二 環境の保全を図る活動を行う団体等の運営又は活動に関する連絡、助言、又は援助の活動

(事業)

第4条 この法人は、第2条の目的を達成するため、その特定非営利活動にかかる事業として、次の事業を行う。

- 一 水や環境に関する情報交換及び交流会の開催
- 二 地域の水や環境づくりに関する調査研究や提案活動
- 三 水や環境に関する活動への支援や協力
- 四 水や環境に関する調査研究、交流活動、イベント等の受託及び委託
- 五 その他、水や環境の保全と創造に関する活動

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人は会員がこれを構成する。

- 2 この法人の会員は、その目的に賛同して入会した個人又は団体とし、会員をもって法に定める社員とする。

(入退会)

第6条 この法人に入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限りその入会を認めなければならない。代表理事は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

- 2 この法人を退会しようとするものは、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- 一 前条2項による退会届の提出があったとき
- 二 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または当該団体が消滅したとき
- 三 1年以上会費を滞納し、納入の意思がないと理事会が認めるとき
- 四 第8条により除名されたとき

(除名)

第8条 会員が、この定款に違反したとき又はこの法人の名誉を傷つけたとき又はこの法人の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決を経て、代表理事はこれを除名することができる。この場合に、代表理事は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金、会費及び拠出金品の不返還)

第9条 会員は、理事会の議を経て代表理事が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金、会費及びその他の既拠出金品はこれを返還しない。

第4章 役員

(役員及び任期)

第10条 この法人に、以下の役員をおく。

- (1) 理事3人以上20人以内
- (2) 監事1人以上2人以内

- 2 理事のうちより、代表理事、副代表理事、専務理事を選任する。

- 3 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 4 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者の就任までは、その職務を前項の規定にかかわらず行うものとし、後任の役員が選定されていない場合は、第3項の規定にかかわらず任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長するものとする。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事、副代表理事及び専務理事は、理事の互選とする。

- 3 監事は、理事又はこの法人の職員をかねることはできない。

(役員職務)

第12条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、この法人の業務を行う。

4 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を行う。

5 監事は、法第18条に定める職務を行う。

(役員報酬)

第13条 役員はその総数の3分の1以下の範囲で、理事会の議により報酬を受けることができる。

2 役員には業務遂行に要した費用を弁償することができる。

第5章 総会及び理事会

(会議)

第14条 この法人に、総会及び理事会をおく。この定款に定めるものの他、会議の運営及び記録については、理事会の議を経て代表理事がこれを定める。

(総会)

第15条 総会はこの法人の議決機関であって、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会の議決は、この定款に定める場合を除き、出席した会員の過半数の賛同をもって行う。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は議長に表決を委任することができる。委任、書面、又は電磁的方法による表決をもって、総会への出席とみなす。

5 総会は、法第18条第4号の場合を除いて代表理事がこれを招集する。総会の議長は代表理事又はその指名による。総会の招集にあたって、総会の議事内容、日時及び場所を、開催の一週間前までに、書面又は電磁的方法により会員に通知しなければならない。

6 総会は、前年度の事業報告及び収支決算の承認、当年度の収支予算及び事業計画の決定、役員を選任、定款の変更、解散、合併並びにその他総会又は理事会が必要と認める事項につき、議決を行う。

7 通常総会は、事業年度が始まる日から2ヶ月以内にこれを開催する。臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、会員総数の3分の1以上の連署をもって会議の目的たる事項を示して書面又は電磁的方法により総会開催の請求があったとき、又は、法第18条に基づいて監事が招集したときこれを開催する。

(理事会)

第16条 理事会はこの法人の執行機関であって、理事がこれを構成する。

2 理事会の定足数は理事の過半数とし、出席者の過半数をもって議決する。ただし、理事会への委任状をもって出席に代えることができる。

3 理事会は、代表理事がこれを招集し定期にこれを開催する。また、理事はその総数の3分の1以上の連署をもって、理事会の召集を代表理事に求めることができる。代表理事は、召集にあたって、議事内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の1週間前までに理事に通知しなければならない。

4 理事会は総会の議決に従って本会の会務を掌理し、その権限に関する事項の決定と執行を行う。また理事会は、総会に提出する議案を議決し、他の権限に属さない事項の決定及び執行を行う。

5 理事会は、緊急に議決すべき案件につき、総会に代わって議決を行う。この議決は、総会の承認を得なければならない。

第6章 世話人会及び部会

(世話人会)

第17条 この法人に世話人会をおくことができる。

2 世話人は、理事会の議を経て代表理事がこれを委嘱する。

3 世話人会は、代表理事がこれを召集し、必要に応じて開催される。

4 世話人会は、本会の運営に協力し、重要事項を審議して総会及び理事会に意見具申を行う。また、理事会の諮問に答えて意見を述べる。

5 世話人会に関する規定は、理事会の議を経て代表理事がこれを定める。

(部会)

第18条 この法人の活動を進めるため、部会をおくことができる。

2 部会に関する規定は、理事会の議を経て代表理事がこれを定める。

第7章 事務所及び事務局

(事務所)

第19条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市におく。

(事務局)

第20条 この法人に事務局をおく。

2 事務局は事務局長及び事務局職員により構成される。事務局長及び事務局職員の任免は、代表理事がこれを行う。

3 事務局の運営に関して必要な事項は別に理事会の議を経て代表理事がこれを定める。

第8章 財務会計

(資産及び財務会計)

第21条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- 一 入会金及び会費
- 二 寄付金品
- 三 資産から生ずる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 その他の収入

2 この法人の資産は、理事会が議決するところにより、代表理事が管理運用する。

3 この法人の事業年度は毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第22条 この定款は、総会に出席した会員の4分の3以上の同意を得、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得て、改正することができる。

(解散)

第23条 この法人は、法第31条に定めるところにより、解散する。

2 総会の議決を得て解散するときは、総会に出席した会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

第10章 公告

(公告)

第24条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 委任

(委任)

第25条 この定款の実施に必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

付則

第1条 本則にかかわらず、この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

代表理事	新川達郎
副代表理事	澁谷章
専務理事	高橋万里子
理事	蘆野眞一郎
理事	江成敬次郎
理事	大竹雅之
理事	内藤俊彦
理事	矢吹重光
理事	横須賀和江
理事	渡邊恵美子
監事	千坂げん峰

第2条 本則にかかわらず、設立当初の役員任期は、法人になった日から2000年9月30日までとする。

第3条 本則にかかわらず、設立当初の事業年度は、2000年9月30日までとする。

第4条 本則にかかわらず、設立初年度の事業計画及び予算は、設立総会の議決を受けたものによることとする。

第5条 この定款は、水環境ネット東北が法人になった日から施行する。

第6条 定款第21条の変更にかかる事業年度については、第23期は年度途中の変更につき、2021年10月1日から2022年4月30日までとする。

付則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日(平成 20年 3月 28日)から施行する。

付則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日(平成 21年 5月 21日)から施行する。

付則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日(平成 23年 3月 24日)から施行する。

付則

この定款は、仙台市長の認証のあった日(平成 28年 9月 28日)から施行する。